

構造改革特別区域計画の変更の認定申請書

平成16年10月13日

内閣総理大臣 殿

青森県知事 三村 申吾

平成15年4月21日付けで認定を受けた構造改革特別区域計画（津軽・生命科学活用食料特区）について下記のとおり変更したいので、構造改革特別区域法第6条第1項の規定に基づき、構造改革特別区域計画の変更の認定を申請します。

記

1 変更事項

(1) 構造改革特別区域計画

7．構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

(2) 別紙（特定事業番号：1001）

2．当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

4．特定事業の内容

2 変更事項の内容

変更事項	変更前	変更後
(1) 構造改革特別区域計画 7．構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果	遊休農地等の減少 410.26ha	遊休農地等の減少 414.96ha
(2) 別紙 2．当該規制の特例措置の適用を受けようとする者	青森市、弘前市、黒石市、浪岡町、平賀町、常盤村、田舎館村、板柳町、中里町及び鶴田町	青森市、弘前市、黒石市、岩木町、浪岡町、平賀町、常盤村、田舎館村、板柳町、中里町及び鶴田町
4．特定事業の内容	青森市、弘前市、黒石市、浪岡町、平賀町、常盤村、田舎館村、板柳町、中里町及び鶴田町	青森市、弘前市、黒石市、岩木町、浪岡町、平賀町、常盤村、田舎館村、板柳町、中里町及び鶴田町